

社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会 会議室・集会室・地域交流施設使用規程」

(目的)

第1条 この規程は、使用者が使用規定を遵守し、気持ちよく利用していただくため、ゆりの木の里会議室、地域交流施設(多目的ホール)等の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 使用施設(以下「施設」という)は、次のとおりとする。

- (1) 会議室
- (2) 集会室
- (3) 地域交流施設

(使用の承認及び条件)

第3条 施設の使用を新規で希望する者又は団体は、「使用申請書」をゆりの木の里統括施設長に、使用希望日より1週間前までに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 集会室及び会議室の使用については、医療、保健、福祉等関係者に限る。
- 3 地域交流施設の使用については、スポーツ運動のために利用することを目的とする個人、団体等に限る。但し、医療、保健、福祉等の関係者についてはこの限りではない。
- 4 前項の承認には、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の手続き)

第4条 使用の承認を受けた者又は団体(以下「使用者」という)が施設を使用するときは、来所又は電話で申込を行うことができる。

- 2 使用に際しては、事務所に登録カードを提示の上「会議室等利用簿」又は「地域交流施設利用簿」を受ける取るものとする。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、使用の承認によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

- 2 使用者は、その使用の目的を終了したときは、直ちに施設を現状に復さなければならない。
- 3 使用者は、大学・学校等の団体である場合は、認可された団体でなければならない。(必要に応じ、認可の証明書の提出を求めることがある。)
- 4 使用者が学生である場合は、学生証を呈示しなければならない。
- 5 使用者は、毎年度「使用申請書」を提出し更新手続きをしなければならない。

(休館日)

第7条 年末年始(12月31日から翌年1月3日)。ただし、統括施設長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(使用時間等)

第8条 施設の使用時間等は、次のとおりとする。ただし、統括施設長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 会議室、集会室 月～金曜日 9時～17時30分
- (2) 地域交流施設 月～日曜日、祝日 9時～21時

(使用制限)

第9条 統括施設長は、次のいずれかに該当する者及び行為に対しては、施設の使用を拒否し又は退去を命ずることができる。

- (1) 施設、設備等汚損し、又は損傷するおそれがあると認められる者。
- (2) 物品等の販売、購入予約等営利目的とする行為
- (3) 飲酒を伴う会合・宴会
- (4) 暴力団又はこれに類する個人・団体等
- (5) 未成年者の飲酒喫煙等の不良行為
- (6) 他の使用者又は管理者に迷惑となる行為又はそのおそれがあると認められる者。
- (7) 学生運動や活動のための集会等
- (8) 宗教団体・政治団体等これに類する団体の集会等
- (9) 利用目的が申請と異なる場合

(使用後の報告)

第10条 使用者は、その使用を終えたときは利用簿を記入の上、その旨を事務所に届け出て、使用料を支払うものとする。

(損傷等の届出及び賠償)

第11条 使用者が施設、設備等を損傷し又は滅失したときは、当該使用者は直ちにその旨を統括施設長に届け出て指示に従い、損害を弁償しなければならない。

(利用中の怪我事故等)

第12条 (1) 駐車場及び施設内等敷地内における怪我、事故等について一切責任は負わない。
(2) 冬期間積雪のため、駐車場所の確保が困難などときがある。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、施設使用に関して必要な事項は、運営委員会に諮って決定する。

附則 この規程は、平成10年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。